



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Greenスクール

3 代表者の氏名

羽生 隆

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡松川村3363番地1088

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害又は、精神障害を有する障害者に対して障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに関する事業を行い社会に寄与することを目的とする。その中で、障害者が自立した地域生活を営む上で必要な支援、訓練、相談等を適切かつ効果的に行う。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

長野県景気動向調査（製造業以外）業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成25年3月29日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 過去5年以内に同種の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工労働部経営支援課

電話 026（235）7195

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月13日（金）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月6日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、平成24年4月1日以降で当該予算の執行が可能

となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成24年度長野県商圏調査業務

- (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間

契約締結日から平成25年2月28日まで

- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

- (6) 過去5年以内に同種の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工労働部経営支援課

電話 026 (235) 7195

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月19日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎112号会議室

- (3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月12日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、平成24年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) オリックス上田SC

上田市緑が丘1-1-7 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2-4-1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

株式会社原信

新潟県長岡市中興野18-2

株式会社はなおか

上田市中央3-8-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,737平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数 | 448台 |
| (2) 駐輪場の収容台数 | 223台 |
| (3) 荷さばき施設の面積 | 256平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 63立方メートル |
- (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------|---------|-------|
| 株式会社ケーヨー | 午前9時30分 | 午後8時 |
| 株式会社原信 | 午前7時 | 翌午前0時 |
| 株式会社はなおか | 午前10時 | 午後7時 |

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

| 時間帯 |
|---------------------|
| 午前6時30分から翌午前0時30分まで |

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| | 時間帯 |
|---|---------------|
| 1 | 午前6時から午後10時まで |
| 2 | 午前6時から午後8時まで |
| 3 | 午前9時から午後8時まで |

8 届出年月日

平成24年3月15日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成24年3月29日から平成24年7月30日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大森家具サロン

佐久市望月359 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

柴平忠春

佐久市望月237

3 廃止前の店舗面積の合計

1,360平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成24年3月7日

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

観光地点パラメータ調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月29日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分A又はB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光部観光企画課
電話 026（235）7251
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年4月13日（金）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月9日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

観光企画課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、第3期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）を定めましたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により次のとおり公表します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 名称
第3期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）
- 2 計画期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 計画の目的
科学的かつ計画的な保護管理により、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を再構築し、「ツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的とする。
- 4 計画の対象区域
長野県全域
- 5 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室及び各地方事務所林務課
- 6 問い合わせ先
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室
(電話) 026（235）7273

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1(1) 免許の取消しをした年月日
平成24年3月26日
- 1(2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び二級建築士の登録番号
橋場 真
二級建築士 長野第3624号
- 1(3) 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1号の規定による免許の取消しの申請があった。
- 2(1) 免許の取消しをした年月日
平成24年3月26日
- 2(2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び二級建築士の登録番号
森 泉 佳俊
二級建築士 長野第8873号
- 2(3) 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による死亡の届出があった。

建築指導課

公告

安曇野市豊科総合開発土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事**新任**

| | |
|------|------------------|
| 氏名 | 住所 |
| 等々力等 | 安曇野市豊科南穂高5190番地1 |

重任

| | |
|------|-----------------|
| 氏名 | 住所 |
| 有賀均 | 安曇野市穂高732番地 |
| 臼井友数 | 安曇野市豊科南穂高5051番地 |
| 丸山光弘 | 安曇野市豊科南穂高4837番地 |
| 小林長茂 | 安曇野市豊科南穂高5141番地 |
| 丸山祐之 | 安曇野市豊科南穂高4835番地 |
| 丸山実 | 安曇野市豊科南穂高4870番地 |
| 小林靖典 | 安曇野市豊科南穂高6782番地 |

退任

| | |
|------|-----------------|
| 氏名 | 住所 |
| 白坂一彦 | 安曇野市豊科南穂高5261番地 |

監事**新任**

| | |
|------|-----------------|
| 氏名 | 住所 |
| 小穴勝博 | 安曇野市豊科南穂高1717番地 |

重任

| | |
|------|--------------|
| 氏名 | 住所 |
| 望月広志 | 安曇野市穂高2918番地 |

退任

| | |
|------|------------------|
| 氏名 | 住所 |
| 等々力等 | 安曇野市豊科南穂高5190番地1 |

農地整備課

公告

上田市による唐沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業（農業用排水施設）

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成13年6月28日

3 土地改良事業を行った者の名称

旧武石村(上田市)

4 事務所の所在地

上田市上武石77番地

5 工事着手年月日

平成13年8月9日

6 工事完了年月日

平成17年3月18日

農地整備課

公告

上田市による箱畠地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業（農業用排水施設）

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成15年6月19日

3 土地改良事業を行った者の名称

上田市

4 事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

5 工事着手年月日

平成15年10月14日

6 工事完了年月日

平成19年1月10日

農地整備課

公告

上田市による和子地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業（農道整備）

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成17年7月4日

3 土地改良事業を行った者の名称

上田市

4 事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

5 工事着手年月日

平成17年9月26日

6 工事完了年月日

平成19年3月15日

農地整備課

公告

東御市による白水地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業（農地等高度利用促進事業）

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成17年10月31日

3 土地改良事業を行った者の名称

東御市

4 事務所の所在地

東御市県281番地2

5 工事着手年月日

平成17年12月19日

農地整備課

- 6 工事完了年月日
平成19年3月28日

農地整備課

公告

上田市による下和子地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進事業）
2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成18年5月15日
3 土地改良事業を行った者の名称
上田市
4 事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
5 工事着手年月日
平成18年12月26日
6 工事完了年月日
平成20年1月31日

農地整備課

公告

上田市による金剛寺地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 土地改良事業の名称
農村振興総合整備統合補助事業
2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成14年6月10日
3 土地改良事業を行った者の名称
上田市
4 事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
5 工事着手年月日
平成15年2月5日
6 工事完了年月日
平成20年6月12日

農地整備課

公告

東御市による布下地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金事業（農業用用排水整備）
2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成17年12月5日
平成18年8月3日（変更認可）

- 3 土地改良事業を行った者の名称
東御市
4 事務所の所在地
東御市県281番地2
5 工事着手年月日
平成18年1月31日
6 工事完了年月日
平成21年3月27日

農地整備課

公告

上田市による欠口用水地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業（かんがい排水事業）
2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成14年6月10日
3 土地改良事業を行った者の名称
上田市
4 事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
5 工事着手年月日
平成14年10月10日
6 工事完了年月日
平成21年11月30日

農地整備課

公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の土地改良事業（南方地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金事業（基盤整備事業）
2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成18年4月13日
3 土地改良事業を行った者の名称
長野県小県郡依田川沿岸土地改良区
4 事務所の所在地
上田市上丸子1612番地
5 工事着手年月日
平成18年9月29日
6 工事完了年月日
平成22年1月29日

農地整備課

公告

青木村による村松地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

1 土地改良事業の名称

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成22年1月18日

3 土地改良事業を行った者の名称

青木村

4 事務所の所在地

小県郡青木村大字田沢111番地

5 工事着手年月日

平成21年9月7日

6 工事完了年月日

平成22年3月25日

農地整備課

6 工事完了年月日

平成21年3月26日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年3月29日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1(1) 許可番号 平成23年9月5日

長野県佐久地方事務所指令23佐地建第7-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市猿保字仲田539-1、540-1、540-2、540-6、
540-7、540-8、540-9、540-10、542-6、542-7、
543-1、543-7、977-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市長土呂534-1

システムプラン・ドゥー株式会社

代表取締役 市川浩久

2(1) 許可番号 平成24年3月7日

長野県佐久地方事務所指令23佐地建第7-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字追分字津くろふ嶋53-9、54-14、
54-16、66-7

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢174-6

株式会社長野システムズ 代表取締役 阿久津はつ子

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成24年3月29日

長野県下伊那地方事務所長 久保田篤

1 許可番号 平成8年7月26日

長野県下伊那地方事務所指令8下伊地建第20-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市大瀬木1965-3の内、1971-1の内（第4工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部住宅課長 中村茂弘

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成24年3月29日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 許可番号 平成23年10月13日

長野県長野地方事務所指令23長地建第1-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小山字助四郎2500-9、2500-9先、2500-19、
2500-26、2509-10、字蒔田2500-38

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1230-50

信越商事株式会社 代表取締役 上沢広光

建築指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年3月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者 |
|--------|--|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。 |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 場所 | 定員 |
|--------------|--------------------------|-------|-------------------------------------|-----|
| 5月9日 (水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 須坂会場 | 須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館 | 40名 |
| 5月13日 (日) | 午後1時 から 午後4時 まで | 上田会場 | 上田市上田原1640番地 上田創造館 | 60名 |
| 5月23日 (水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 伊那会場 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10284番地1 地域交流センターみのわ | 90名 |
| 5月30日 (水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 安曇野会場 | 安曇野市穂高5047番地 安曇野市穂高会館 | 60名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であつ

ても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月29日

長野県警察本部長 佐々木 真郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

| | |
|----------------|-------------|
| ア レギュラーガソリン | 238,000リットル |
| イ 軽油 | 8,700リットル |
| ウ ガソリンエンジン用オイル | 40リットル |

(2) 契約期間

平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

(3) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所

(4) 入札方法

(1)の調達物品ごとの1リットル当たりの売買単価について行います（複数単価契約）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、(1)イの物品については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税の額を減じた金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から軽油引取税の額を減じた金額の105分の100に相当する金額に軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条
第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県警察本部（長野市大字南長野字幅下692-2）から2キロメートル以内に調達物品を納入することができる体制を有し、かつ、東北信地域に所在する長野県警察本部現地機関の周辺において調達物品を納入することができる体制が整備されている者であること。
- (6) 中南信地域及び長野県外において調達物品を納入することができる体制が整備されている者であること。
- (7) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 内線 2243

4 仕様についての問い合わせ先

長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 内線 2243

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月9日（月） 午後1時00分
イ 場所 入札室（長野県庁西庁舎1階）

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成24年4月6日（金） 午後5時
イ 場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510
長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成24年4月3日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

調達物品の全ての品目の単価が予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計

額が最低の者を落札者として決定します。

6 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Vehicle fuel

A. Regular gasoline 238,000 liter

B. Light diesel oil 8,700 liter

C. Engine oil 40 liter

(2) Contract Duration:

From May 1, 2012 until March 31, 2013

(3) Contact place for the notice: description/conditions/and others:

Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City
380-8510

Tel: 026-233-0110 (ext. 2243)

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:00 p.m., April 9, 2012

Place: bid Room (On the first floor, West annex of Nagano Prefecture Office)

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., April 6, 2012

Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

会計課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月29日

長野県長野養護学校長 大井透

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野養護学校教育用パソコンコンピュータ14台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年5月1日から平成29年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって

落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること
- (6) 借入物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字徳間字宮東1360
長野県長野養護学校
電話 026 (296) 8393

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年4月13日（金）午前10時
イ 場所 長野県長野養護学校 視聴覚教室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月9日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

7 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

8 契約書作成の要否

必要とします。

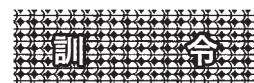
9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県長野養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

特別支援教育課



長野県教育委員会訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月29日

長野県教育委員会

「
本則の2の表中 指導主事
」を
「
主任指導主事 指導主事
」に改める。
」

教育総務課